

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成9年8月を53万円、同年9月を50万円、同年10月及び同年11月を44万円、同年12月及び10年1月を41万円、同年2月及び同年3月を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成9年8月から10年3月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月5日から10年9月1日まで

平成元年11月にA社に入社した後の2年1月5日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20年1月まで同社に勤務した。申立期間の給与は少なくとも40万円以上であったと記憶しているが、国（厚生労働省）の標準報酬月額の記録が低く、納得できない。申立期間について正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち平成9年8月から10年3月までの期間について、申立人が保管するA社の給与明細書により、申立人が当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（平成9年8月及び同年9月は26万円、同年10月から10年3月までは32万円）を超える報酬月額の支払を受けていること、及びオンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料を超える保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいず

れか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成9年8月を53万円、同年9月を50万円、同年10月及び同年11月を44万円、同年12月及び10年1月を41万円、同年2月及び同年3月を44万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る標準報酬月額を実際より低額で届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成10年4月から同年8月までの期間について、申立人が所持するA社の給与明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち平成2年1月から9年7月までの期間について、A社は、申立人に係る賃金台帳等の資料は保管していないと回答しているほか、申立人の給与振込口座に係る取引明細表からは、報酬月額及び厚生年金保険料控除額を推認できない上、申立人は、当該期間の給与明細書を所持していないことから、当該期間における申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち平成2年1月から9年7月までの期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1231

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月 1 日から同年 10 月 12 日まで

A事業所に昭和 40 年 8 月 1 日からB職種として勤務したが、厚生年金保険の記録は同年 10 月 12 日からとなっており納得できないので厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人はA事業所において昭和 40 年 10 月 1 日に雇用保険の被保険者資格を取得しており、申立人の同社における入社日の特定はできないものの、厚生年金保険被保険者資格を取得した同年 10 月 12 日以前から同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人はA事業所における申立期間当時の同僚を記憶しておらず、事業主及び申立期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚は、申立人のことを覚えていないため、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

また、A事業所の申立期間当時の社会保険事務担当者は、C免許を持っていない者については、入社後一定期間（3か月程度）を経過してから厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行っていた旨供述しているところ、申立人は、C免許を昭和 40 年 9 月 17 日に取得していることが確認できる。

さらに、A事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の賃金台帳等厚生年金保険料の控除を確認できる資料は無く、申立人も申立期間当時の給与明細書等、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料を所持していない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

昭和 48 年 3 月から A 社 B 支社に勤務した。同社での標準報酬月額が、平成 13 年 2 月から同年 8 月までの期間について減額されていることに納得できない。同社に問い合わせたところ、社会保険事務所（当時）には 62 万円の標準報酬月額で届け出ているとの回答を得た。

私自身も給与が下がった記憶は無いので、申立期間の標準報酬月額を正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する 62 万円と記録されていたところ、平成 13 年 10 月 31 日付けで、同年 2 月に遡及して随時改定処理が行われており、標準報酬月額が 53 万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A 社から提出された申立人の給与明細書によると、平成 12 年 11 月から業績給与が減額され、それ以降継続した 3 か月の間に支払われた額の平均報酬月額に該当する標準報酬月額と、減額される前の同年 10 月の標準報酬月額との間に 2 等級以上の差が生じていることが確認できることから、事業主が社会保険事務所に 13 年 2 月からの随時改定に係る届書（被保険者報酬月額変更届）を提出したものと考えられ、当該随時改定の処理は事実上即したものと推認できる。

また、申立期間に係る給与明細書によると、厚生年金保険料は、当初、62 万円の標準報酬月額に見合う額が給与から控除されていたことが認められるものの、平成 13 年 10 月の給与明細書において、標準報酬月額 62 万円から 53 万円に減額された申立期間に係る厚生年金保険料の差額相当額が払い戻され

ていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。